# 【追加資料１２】

★役員一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 役職名 | 備考 |
| ***根戸　太郎*** | ***代表取締役社長*** |  |
| ***研開　次郎*** | ***取締役*** | ***△△株式会社　川崎市幸区　取締役*** |
|  |  |  |
|  |  |  |

※大企業の役員又は職員を兼ねている場合は、備考欄にその会社名、所在地、役職名を記入してください。

★利益相反マネジメントについて

***提案者の役員及び主任研究者（登録研究者含む）が大学等と兼職を担っている場合は、利益相反マネジメント体制、現時点の対応状況について記入してください。***

***該当者がいない場合は、「該当者なし」と記入ください。***

★J-Startup認定

***提案時点でJ-Startupに認定されている企業は、□にチェック（☑）してください。***

　J-Startup認定

　J-Startup地域展開（　　　　　　　　）認定

　　※HOKKAIDO/TOHOKU/CENTRAL/KANSAI/NIIGATA/KYUSHU/WEST/OKINAWAから記載

★JSTへの紹介状の依頼（STSフェーズ（実用化開発支援（前期））のみ）

***「ディープテック・スタートアップ支援事業　公募に係る日程一覧」に記載の日時までに、JSTへ紹介状を依頼した場合は、□にチェックしてください。***

　JSTへ紹介依頼済

★ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）の実施/シード期の研究開発型スタートアップ支援事業（STS）について

***NEPまたはSTSの終了事業者又は終了予定者は、□にチェックしてください。***

　NEPまたはSTSの終了事業者又は終了予定者である

事業名（　　　　　　　　）※NEPまたはSTS

終了時期又は終了見込みの時期（　　　　　　　　）

# 【追加資料１３】

社外への調達発注先について

経費区分「Ⅰ．機械装置等費」及び「Ⅲ．その他経費」に計上する費用のうち、次の①、②の両方、またはいずれかに該当する者に対して、相見積によらず発注することを予定している場合は、下表について記入してください。

1. 関係会社（発注先が提案者の親会社、子会社、関連会社（注１）のいずれかに該当する場合）
2. 役員兼業会社（提案者の役員が発注先の役職員を兼業している、または発注先の役員が提案者の役職員を兼業している場合）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発注先企業名 | 発注内容 | 金額 | 経費区分  （注２） | 関係性（注３） | 相見積によらない理由（特命理由） |
|  |  | 円 |  |  |  |
|  |  | 円 |  |  |  |
|  |  | 円 |  |  |  |

なお、上記に該当する発注を予定していない場合は、次にチェック（レ印）を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 該当なし |

（注１） 親会社及び子会社については、「会社法第2条第3号、第4号」、関連会社については「[会社計算規則](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/418M60000010013_20161001)[第2条第3項](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/418AC0000000108_20151005#12)第21号」の規定による。

（注２） 当該費用を計上する経費区分（「Ⅰ．機械装置等費」、「Ⅲ．その他経費」のいずれか）を記入。

（注３） 上記①、②から該当する番号を記入。

# 【追加資料１４】

利害関係の確認について

* NEDOは、採択審査に当たり大学・研究機関・企業等の外部専門家による採択審査委員会を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
* さらに、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、さらに採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
* そこで、提案者(申請者)の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の記載をお願いいたします。本書類にていただいた「提案者名」、「研究開発テーマ」及び「技術的なポイント」を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
* また、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、次頁の記載欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。

|  |
| --- |
| （提案者名）  ***○○株式会社*** |

|  |
| --- |
| （研究開発テーマ）  ***○○の研究開発*** |

|  |
| --- |
| ***（技術的なポイント）*** |

利害関係のある評価者

整理番号 ***(ＮＥＤＯにて記入しますので、空欄としてください)***

提案者名　　　　　　　　　　　　　　　***(提案書の提案者名称と一致させてください)***

助成事業の名称　　　　　　　　　　　　　***(提案書の「１　助成事業の名称」と一致させてください)***

利害関係のある評価者

***・ＮＥＤＯホームページ掲載の「評価候補者一覧」から利害関係の*ある評価者を検索し、記入してください。**

***・利害関係のある評価者の該当について、いずれかにチェックをしてください。***

***・利害関係者の定義については、＜公募要領＞「７．（２）審査の方法について」利害関係者の定義を参照。***

|  |  |
| --- | --- |
|  | なし |

|  |  |
| --- | --- |
|  | あり |

***・「あり」にチェックした場合は、以下に記載してください。***

評価者名（１）／機関名（１）：

理由（１）：

評価者名（２）／機関名（２）：

理由（２）：

評価者名（３）／機関名（３）：

理由（３）：

評価者名（ｎ）／機関名（ｎ）：

理由（ｎ）：

***・理由が不適切な場合には利害関係のある評価者とはみなせませんのでご注意ください。***

# 【追加資料１５】

事業成果の広報活動について

提案者名称

助成事業の名称

　本事業では、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第4項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、公募要領に従い、以下のとおりとします。

　①　本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。

　②　報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。

　③　公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。

　④　前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

【成果の発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化・製品化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

# 【追加資料１６】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたり(又は提案する研究開発事業に参画する研究員)の平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○％以上とすることを表明します。

また、交付決定を受けた後、表明した賃金引上げが予定通り行われなかった場合は、速やかに報告いたします。

公表日（又は公表予定日）：●年●月●日

公表場所：自社webサイト

令和　　年　月　日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

***・公募要領別紙3を参照願います。***

***・提出は任意です。***

***・本資料を使用しない場合は、本ページは削除してください。***

# 【追加資料１７】

－　ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について　－

2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条（現24条）に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況について、提出時点を基準として記載ください。

対象：提案書の実施体制に記載される委託先（再委託等は除く）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提案法人名 | 常時雇用する労働者数 | 認定状況及び取得年月日（認定が無い場合は無しと記入） |
| ○○株式会社 | ○名 | えるぼし認定１段階（○年○月○日） |
| ○○株式会社 | ○名 | えるぼし認定行動計画（○年○月○日）、  ユースエール認定 |
| ○○株式会社 | ○名 | プラチナくるみん認定（○年○月○日） |

※必要に応じて、適宜行を追加してください。また証拠書類等の提出をお願いする可能性があります。

【加点対象認定】

|  |  |
| --- | --- |
| 認定等の区分 | |
| 女性活躍推進法に基づく認定※1  （えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等 | プラチナえるぼし※2 |
| 3段階目※3 |
| 2段階目※3 |
| 1段階目※3 |
| 行動計画※4 |
| 次世代育成支援対策推進法に基づく認定※5  （くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業） | プラチナくるみん※6 |
| くるみん（令和7年4月1日以降の基準）※7 |
| くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）※8 |
| トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）※9 |
| くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）※10 |
| トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）※11 |
| くるみん（平成29年3月31日までの基準）※12 |
| 行動計画（令和7年4月1日以後の基準）※4、※13 |
| 若者雇用促進法に基づく認定※14  （ユースエール認定企業） | |

※1：「女性活躍推進法特集ページ」参照。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

※2：女性活躍推進法第12条に基づく認定

※3：女性活躍推進法第9条に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

　※4：常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※5：「くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークについて」参照。 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html>

※6：次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※7：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定

※8：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の基準による認定（ただし、※10及び※12の認定を除く。）

※9：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定

※10：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定（ただし、※12の認定を除く。）

※11：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号の基準による認定

※12：次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた平成29年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の基準による認定

※13：次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

※14：ユースエール認定制度

<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/staticpage.action?action=ouensengen#youthyale-area>

# 【参考資料１】

***本ページ以降は、提出時に削除してください。***

追跡調査・評価の概要

本資料では、NEDOで実施している追跡調査・評価の概要を記載しています。NEDOでは、NEDOプロジェクトで得られた成果の活用状況や社会的・経済的裨益の把握、及びNEDOの業務運営改善等を目的として、終了したNEDOプロジェクトを対象に追跡調査・評価を実施しております。本調査・評価への協力については、契約約款もしくは交付規程の協力事項及び存続条項に記載されております。

　追跡調査・評価に関する御質問は、下記までお願いいたします。

|  |
| --- |
| 追跡調査・評価に関する問い合わせ先 |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）  評価部  　　　　　　　ＴＥＬ：０４４－５２０－５１６０  　　　　　　　ＦＡＸ：０４４－５２０－５１６２ |

**追跡調査・評価の進め方**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 終了翌年度  **終了直後調査** | **研究開発の進捗状況及びNEDOプロジェクト実施時のマネジメントに関するアンケート調査**  1) 研究開発の段階（研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別）  2) プロジェクト実施の成果及び効果（成果達成度、製品化・上市予定等）  3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後のマネジメント |  |
|  | |  |
| 2, 4, 6年後  **簡易追跡調査** | **プロジェクト終了後の研究開発進捗状況に関するアンケート調査**  1) 研究開発の段階（研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別）  2) プロジェクト実施の効果（売上、波及効果等） |  |
|  | |  |
| 終了翌年度  2, 4, 6年後  **詳細追跡調査※企業のみを対象** | **終了直後調査及び簡易追跡調査の結果、**  **新たに「製品化・上市段階に至った企業」、「中断・中止した企業」を対象にした詳細調査（アンケート、必要に応じてヒアリング）**  1) 成果の詳細な把握（製品化・上市事例、派生技術、標準化等）  2) 製品化・上市、中止、中断に至った経緯  3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後、終了後のマネジメント |  |
|  | |  |
| **追跡評価** | **NEDOプロジェクトの効果や改善点の評価**  方法：研究評価委員会及び分科会における評価  観点：1) 国民への説明責任の履行  　　　2) NEDO業務運営の改善  　　　3) 技術開発戦略への反映 |  |
|  | |  |
| **【調査期間】**  プロジェクト終了後、**原則5年後までの状況を調査（6年間の調査）**。  プロジェクトによっては、**6年を超える状況を調査させていただく場合がございます**。  **【調査対象】**   * + - 1. **NEDOからの資金を得てプロジェクトに参加した機関**（委託先、助成先、再委託先等）です。また、当該機関が複数の機関等によって構成されている場合（技術研究組合等）は、各構成機関も調査対象となります。       2. ①のうち、**企業については再委託先・共同実施先等も含む全参加機関が調査対象**です。企業以外の大学、独法等は、原則、直接の委託先・助成先・共同研究先のみを対象とします。       3. プロジェクト終了前に実施体制から外れた機関についても、原則、調査対象となります。       4. 調査対象機関が保有する**プロジェクトの成果が第三者に承継された場合（法人間の合併、事業承継等）は、承継先機関が調査対象**となります。 | |  |

「追跡調査・評価」に関する補足事項

Q. 追跡調査・評価とは何ですか

A. NEDOプロジェクト開発成果のその後を把握するため、プロジェクト実施者に対し、プロジェクト終了後5年後までの動向（調査は6年間）についてアンケートやヒアリングを実施しており、これを追跡調査と呼んでいます。実施者の皆様が終了後に進めた事業をNEDOが評価するものではありません。

Q. どのプロジェクトが対象なのですか

A. 研究開発プロジェクトが対象で、国際実証事業や導入普及事業は除きます。

　なお、研究開発プロジェクトの実施者であっても、以下に該当する機関は調査対象外となります。

①　研究開発要素の少ないもの、例えばLCA評価や市場調査等を実施した機関

②　外注先や請負先等

③  NEDOが研究開発の委託や助成を行っていない機関（委員会委員が所属する機関、サンプル提供先の機関、助言等による研究協力を行った機関等）

Q. 何のためにやるのですか

A. NEDOプロジェクトは国民の税金で賄われていますので、NEDOプロジェクトが及ぼした経済的・社会的効果等を把握し、国民の皆様に説明する責任があります。また、NEDOの技術開発マネジメントの改善や技術開発戦略への反映も目的として実施しています。

Q. 具体的に何をすればよいのですか

A. プロジェクト終了時に、追跡調査の御担当者をご連絡下さい。プロジェクト終了後1、2、4、6年目に追跡調査担当者宛にメールにてアンケート調査の依頼を行います。アンケートへの回答はWeb上で行っていただきますので、御回答願います。  
また、製品化を達成した場合や事業を中止・中断した場合には、その状況や要因を確認させていただくための詳細追跡調査やヒアリング調査（一部の企業等）にも御協力願います。